

就学援助制度（部活動費）についてのお知らせ

生徒の部活動への積極的な参加に資することを目的として、令和6年度より就学援助制度の援助対象費目に「部活動費」を新設いたしました。

就学援助が認定された方について、中学校で行う部活動に必要な用具の購入費や経費に対して援助します。

1 支給金額および支給予定日

年間30,150円を上限に実費額を3月中旬に支給します。

2 対象となる用具や経費（令和6年度中に保護者が購入、負担したものに限りです。）

①所属部活動において、全員が個々に用意が必要となる用具等

（運動部）グローブ、ラケット、道着、スパイク等

（文化部）楽器のリード・マウスピース、画材道具等

②所属部活動において、全員が負担すべきこととなる経費

部費、大会参加費、遠征費、登録料、ユニフォーム等

※対象とならない経費

- ・学校外のクラブチーム等で使用する用具
- ・授業で使用する用具（体操服や柔道着）
- ・部活動に直接関係のないもの（メガネ、コンタクト、弁当箱等）
- ・著しく高価な用具等
- ・レシートや領収証等がないもの

3 その他

・令和6年度4月以降に購入した用具や負担した経費のレシートや領収証等（購入品目、金額、日付等のわかるもの）をすべて保管しておいてください。レシートや領収証等は学校へ提出していただきます。提出時期等については、認定者の方に改めて案内いたします。

- ・生活保護を受けている方については、生活支援課より支給されます。

お問い合わせ先： 富山市教育委員会学校教育課
(076-433-2134)